

系統金融検査マニュアル【平成30年5月】

【目次】

系統金融検査マニュアル（預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル）

■ はじめに	6
■ 本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	7
経営管理（ガバナンス）	
■ 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用 チェックリスト	12
金融円滑化編	
■ 金融円滑化編チェックリスト	22
リスク管理等編	
■ 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	40
■ 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	52
■ 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	74
■ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト	84
■ 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	95
・標準的手法の検証項目リスト	109
・内部格付手法の検証項目リスト	124
■ 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト	152
・別表における留意事項	158
・自己査定（別表1）	160
・償却・引当（別表2）	193
■ 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	211
■ 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	235
■ オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	247
・別紙1	258
・別紙2	268
・別紙3	284
〈参考資料〉	
農協検査（3者要請検査）結果事例集（平成28年2月）	287

経営管理(ガバナンス)態勢—基本的要素—の 確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 系統金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該系統金融機関の業務のすべてにわたる法令等遵守、利用者保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- ・ 系統金融機関の経営管理(ガバナンス)が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、理事をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、すべての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表理事、理事、監事をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。
また、理事会、監事会(監事会を置く系統金融機関に限る。以下同じ。)が十分に機能し、各部門・部署間のけん制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。
- ・ 検査官は、①代表理事、理事及び理事会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監事による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該系統金融機関の経営管理(ガバナンス)が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

I. 代表理事、理事及び理事会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況

1. 経営方針等の策定

① 【農漁協系統組織としての倫理の構築及び態勢整備】

理事及び理事会は、系統金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした農漁協系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

② 【経営方針・経営計画等の整備・周知】

理事会は、当該系統金融機関が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、理事会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。

③ 【経営方針・経営計画等と系統金融機関に求められる役割】

理事会は、経営方針・経営計画等について、信用の維持及び預貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという系統金融機関の役割を踏まえた内容としているか。

④ 【内部管理基本方針の整備・周知】

理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針(以下「内部管理基本方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか(注1)。内部管理基本方針は、当該系統金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか。

⑤ 【戦略目標の整備・周知】

理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関全体の経営の目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該系統金融機関全体の戦略目標を明確に定めているか。また、理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。

⑥ 【金融円滑化管理方針との整合性・一貫性の確保】

理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融円滑化管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

⑦ 【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】

理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえ、系統金融機関全体のリスク管理に関し、統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

2. 理事・理事会の役割・責任

① 【理事・代表理事の役割・責任】

- (i) 理事は、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の推進、当該系統金融機関に適用される各種法令等の概要、利用者の保護及び利便の向上、当該系統金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の徹底における監事の監査、内部監査(注2)、外部監査の重要性を認識しているか。
- (ii) 代表理事は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び統合的リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。
- (iii) 代表理事は、例えば、年頭所感や支所(支店)長会議等の機会において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該系統金融機関としての金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

② 【代表理事に対するけん制】

理事は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、理事会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表理事が独断で行うことなく、理事会等の決定事項とする等、けん制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。

また、例えば、理事会規則において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該系統金融機関の経営にとって重大な影響があるものを理事会の専決事項とした上、重大性の判断を代表理事に委ねない等の態勢となっているか。

③ 【員外理事の役割・責任】(員外理事が選任されている場合)

員外理事は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に理事会に参加しているか。理事会は、員外理事が理事会において適切な判断をするこ

はじめに
留意事項

経営管理
(ガバナンス)

金融
円滑化編

リスク
管理等編

法令
等遵守
態勢

利用者
保護等
管理態勢

統合的
リスク
管理態勢

自己
資本
管理態勢

信用
リスク
管理態勢

資産
査定
管理態勢

市場
リスク
管理態勢

流動性
リスク
管理態勢

オペレ
ション
管理態勢

参考資料

とができるよう、員外理事に対し、当該系統金融機関の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④ 【理事の善管注意義務・忠実義務】

理事は、職務の執行に当たり、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、理事会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

3. 組織体制の整備

① 【系統金融機関全体の組織体制の整備】

理事会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、けん制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該系統金融機関の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行っているか。

② 【情報開示】

理事会は、財務情報その他当該系統金融機関に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

③ 【系統金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】

(i) 理事会等は、当該系統金融機関の内部及び外部から、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。

例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を理事・監事が閲覧できるようにする方法等により、理事会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。

(ii) 理事会等は、内部管理基本方針に則り、理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。

例えば、理事会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ理事等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。

(iii) 議事録は、原資料と併せて、理事会等に報告された内容(経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、リスク管理の実態、法令等遵守及び利用者保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。)や、理事会等の承認・決定の内容(理事会等の議論の経過及び議論の内容を含む。)等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理させる態勢を整備しているか。

(iv) 監事が理事会等の議事録その他理事等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

④ 【新規商品等審査に関する取扱い】

(i) 理事会等は、統合的リスク管理方針等において事前の審査及び承認を必要と定めた新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項(以下「新規商品等」という。)に関し、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会(以下「新商品委員会等」という。)による事前の審査・承認(以下「新規商品等審査」という。)を行う態勢を整備しているか。(注3)

(ii) 理事会等は、新規商品等審査の対象となるか否かの判定基準及び判断権者を明確にし、各役職員に周知徹底させているか。

(iii) 理事会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等へ新規商品等の妥当性及び適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

例えば、以下の点について適切に態勢整備されているか。

- ・ 統合的リスク管理部門及び各リスク管理部門に、新規商品等に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢
- ・ 利用者保護等管理の各管理責任者に利用者保護等管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢

- ・ 新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢

⑤ 【子会社等に関する管理態勢】

理事会等は、子会社等(注4)の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、系統金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該系統金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

⑥ 【金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等、リスク管理等の重視】

理事会等は、事業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性にかんがみ適切な評価を与える態勢を整備しているか。

⑦ 【危機管理態勢】

理事会等は、当該系統金融機関にとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より当該系統金融機関の危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

例えば、危機管理マニュアル等の策定、業務継続計画(BCP)の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等の態勢整備が適切に行われているか。

4. 【モニタリング及び見直し】

理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び当該系統金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、金融円滑化管理方針、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、利用者保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該系統金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

II. 内部監査態勢の整備・確立状況

1. 理事会及び理事会等による内部監査態勢の整備・確立

(1) 方針の策定

① 【理事の役割・責任】

理事は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、適切な法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に必要な不可欠であることを十分に認識しているか。

特に、内部監査の担当理事は、当該系統金融機関の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

② 【内部監査方針の整備・周知】

理事会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針(以下「内部監査方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか。

はじめに 留意事項
経営管理 (ガバナンス)
金融 円滑化編
リスク 管理等編
態勢 法令等 遵守
管理 態勢 利用者 保護等
管理 態勢 統合的 リスク
管理 態勢 自己 資本
管理 態勢 信用 リスク
管理 態勢 資産 査定
管理 態勢 市場 リスク
管理 態勢 流動性 リスク
リスク オペレ ション 管理 態勢
参考資料

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

系統金融検査マニュアル【平成30年5月】

[定価] 本体940円+税

発行日 第1刷 2018年7月18日
発行所 株式会社 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。